

南部地域における病院整備の基本方針

平成21年3月
江 東 区

目 次

はじめに	1
第1章 基本方針策定の目的	2
第2章 新たな病院整備の背景	
1 江東区の状況	3
2 区東部保健医療圏の状況	5
第3章 新病院の目指す基本理念	
1 女性とこどもにやさしい病院	6
2 積極的な地域貢献を目指す	6
3 医療スタッフが確保されている	7
4 効率的な病院経営	7
第4章 新病院の基本的機能など	
1 地域医療の中核的機能	8
2 産科・小児科・周産期医療機能	8
3 救急医療機能	9
4 災害時等医療機能	10
5 区政との連携・協力	10
第5章 新病院の具体的な内容	
1 整備予定地	11
2 敷地面積	11
3 病床規模	11
4 診療科目	12
5 その他	12
第6章 整備・運営方針	
1 自治体病院の現状	13
2 病院整備の考え方（誘致による整備方式の採用）	13
3 事業者（運営主体）への関与	14
第7章 開設までのスケジュール	15

はじめに

国民生活の安心・安全を支える基盤たる医療体制の脆弱さが指摘されて久しく、一方で、医療内容は高度化・複雑化し、患者の医療ニーズも多様化するなど、医療を取り巻く環境は大きく変化してきています。

とりわけ、小児・産婦人科などの医師不足については、全国的にも極めて深刻な問題となっており、必要な時に必要な医療を安心して受けられる医療体制の再構築は喫緊の課題です。

明日を担う次代を確実に育むためにも医師不足の解消など、周産期医療体制を支えていく医療政策は、本来、国自らの責任において実施すべきものであります。しかし、地域住民の生活に密接に関わっている基礎自治体においても、地域の特性と実情に応じた施策を展開していく責務があります。

現在、臨海部を中心とした本区南部地域は急速に都市開発が進展し、他に例を見ない勢いで人口が急増している状況にあります。区民生活の安心・安全を確保するためにも、安定的な医療の提供や医療連携体制の構築が本区に課せられた大きな課題です。

こうした観点から、このたび本区は、南部地域における中核的な総合病院を整備することにしました。今後は、新病院の早期開設と併せ、新たな医療体制の構築を目指していくこととし、これを「江東区の新たな挑戦」と位置づけ、全庁一丸となって取り組んでまいります。

皆様の一層のご理解とご協力をお願い致します。

平成21年3月

江東区長 山崎 孝明

第1章 基本方針策定の目的

- 本区は、臨海部を中心とした南部地域の開発の進展により人口が急増している状況にあり、これに伴う様々な行政需要に対応していくかなければならない。
- なかでも、区民が安心して生活するためには、医療環境の充実を図ることが、重要かつ、喫緊の課題である。
- このため、区民の医療ニーズや区内の医療資源の実態を踏まえ、本区は、南部地域に総合病院を整備することを平成20年11月に決定し、必要となる病院用地の提供を東京都に対して依頼した。
- 以降、庁内に全庁的な横断組織として、副区長を本部長とする「南部地域における総合病院整備推進本部」を設置し、病院の早期開設に向け、必要とする医療の内容や様々な課題の解決方法などについて検討している。
- 新たに整備する病院を、地域住民に信頼される病院として、良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関や行政機関と連携し、永続的かつ健全な病院経営を目指した総合病院として整備する。そのための基本的な目標・方向性を明らかにし、具体化へ向けての素材とするため、ここに「南部地域における病院整備の基本方針」を策定する。

他に例を見ない人口増と、それに伴う医療需要が増大・多様化している中、区が置かれている医療環境を更に充実させていくためにも新たな病院を整備する必要がある。

1 江東区の状況

① 人口の増加

- バブル経済崩壊後、減少傾向にあった23区部の居住人口については、昨今の都心回帰もあり、平成10年以降増加傾向にある。その中でも、江東区の人口は、区部全体の増加率をさらに上回る率（5年平均で区部約0.7%、江東区約2.0%）で増え続け、近年は年間1万人近く人口が増えている。
- とりわけ、区南部地域¹は豊洲地区を中心に大規模集合住宅の建設による人口増加が著しい。また、今後も周辺地域の開発が予定されており、数年後には区南部地域だけで10万人を超えることが予測されている。
- 人口10万人は、平成20年1月現在の中央区の人口（105,230人）に匹敵する規模であるが、東京都福祉保健局「東京都の医療施設（平成18年）」による数値を基に、人口10万人当たりに換算した一般病床²数で比較すると、中央区が約1,135床に対して、江東区は区内全体で約562床という状況にある。

（病床数は18年10月調査時の数値のため、人口は19年1月1日現在を適用）

¹ 区南部地域 次の地区を指すものとする（塩浜、枝川、豊洲、東雲、有明、潮見、辰巳、青海地区のこと）。

² 一般病床 病床区分の1つであり、特定疾患を対象とする「精神病床」「感染症病床」「結核病床」のほか、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための「療養病床」以外の病床のことを行う。

② 医療需要に対する区民意識

- 平成 20 年 3 月に発表された「江東区民意識意向調査」によれば、区民すべての年代において、いつでも安心して医療相談や医療サービスが受けられる環境が「悪い」という評価を受けている。
- 同調査において、健康維持・医療体制の充実に向け、重視すべきだと思う取り組みについては、区内ほとんどの地域の住民が、「休日・夜間等の救急医療体制の充実」を第一に挙げている。
- 医療需要が充足されていない現状に加え、急激な人口増が予想される区南部地域においては、それに伴う医療需要の更なる増大や多様化が見込まれるため、需要に見合った医療施設の整備や医療体制の構築が早期に望まれる。

③ 区内医療機関などの現況

- 区内の診療科別一般病院では、人口 10 万人当たりの区部平均と比較すると、小児科や産婦人科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、眼科などを診療する病院が少ない状況にある。
- 病床数でみると、前述の東京都福祉保健局「東京都の医療施設（平成 18 年）」によれば、区内の一般病院³の一般病床数は全体で 2,471 床となっている。これは、人口 10 万人当たりに換算すると約 562 床であり、23 区中 13 位という状況にある。
- 同様に、病院に従事する医療従事者（医師、看護師、助産師、理学療法士など）については、10 万人当たりの区部平均と比較すると、すべての職種で少なく、特に助産師については、区部平均で 20.9 人のところ、江東区は 1.2 人と極端に少ない状況である。
- 平成 21 年 2 月現在、区内には 17 病院が所在しており、このうち、有明と豊洲にはそれぞれ 1 病院ずつが存在する状況にある。しかし、特定医療を専門とする病院や病床数、診療科目などが限

³ 一般病院 精神科病院（精神病床のみを有する病院）と結核療養所（結核病床のみを有する病院）以外の病院のこと。

定された病院であることから、区南部地域は、区内他地域と比較すると、相対的に医療資源が少ない状況にあるといえる。

2 区東部保健医療圏の状況

- 東京都は、近年の保健医療をめぐる社会情勢の変化などを踏まえ、東京の保健医療に関する総合的・基本的な計画として「東京都保健医療計画」を平成20年3月に策定した。
- 同計画では、入院医療などを担う「二次保健医療圏」を都内13圏域、うち23区を7圏域に区分し、圏域ごとの実態分析を盛り込んでいる。江東区は、江戸川区及び墨田区とともに「区東部保健医療圏（以下「東部医療圏」という。）」に属している。
- この東部医療圏における人口10万人当たりに換算した病院病床総数と一般診療所数それぞれの数値は、東京都全域の平均を下回り、かつ、区部の7保健医療圏の中で最下位（第7位）にある。
- また、病院（入院）の受療割合をみると、他医療圏からの流入患者割合が25.8%に対して流出患者割合53.7%と大幅な流出超過となっている。さらに、全国民の75%が自分の住む二次医療圏内で受療行動を完結しているものの、東部医療圏の域内完結率は46.3%にとどまり、この数字は東京都全域の割合54.1%をも大幅に下回る状況にある。
- 現在、東部医療圏に属する3区の人口が増加傾向にあるにもかかわらず、医療供給体制の整備が追いつかない状況にあり、平成20年10月に東部医療圏内で起きた妊婦の搬送問題などは記憶に新しい。
- こうしたことからも、新たな病院の整備は、東部医療圏の医療供給体制の充実にも大きく寄与することになる。

区南部地域を中心に区内で必要となる医療を将来にわたり提供して行くためにも、新病院が目指すべき基本理念を次に掲げる。

1 女性とこどもにやさしい病院

- 急激な人口増加により、本区は南部地域のみならず、区内全域において、こどもたちが増加している。これらこどもたちの健やかな成長を育み、その安心・安全を確保するため、新たに整備する病院は「女性とこどもにやさしい病院」を目指していく。
- 新病院は、患者サービスを第一とし、地域住民の様々なニーズに応えるとともに、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築する。

2 積極的な地域貢献を目指す

- 新病院は区内の医療環境の充実に必要な施設として整備することから、様々な場面において、行政との連携、協力を行うものとする。
- 保健・医療セミナーの開催や医療に関する情報の提供などにより、地域住民とのコミュニケーションの機会を増やすなど、地域に開かれた病院運営を行う。
- 施設の整備に当たっては、周辺環境や今後の開発動向を十分考慮し、来院者への利用のしやすさ、入院生活環境の整備、アメニティ⁴の向上などについて努力する。
- 地域における医療・福祉に携わるスタッフに対しては、教育・研修・実習の場として活用できるよう新病院の施設の一部を提供

⁴ アメニティ 心地よさ、快適さ、快適性、楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていること。

することを検討する。

3 医療スタッフが確保されている

- 複数の診療科目を備えた総合病院を前提とし、かつ、患者中心の診療体制を確立する必要があるため、医師、看護師をはじめ、その他医療スタッフについては、適切な人材育成を図りながら常に必要な人員を確保する。

4 効率的な病院経営

- 地域住民への安定的かつ継続的な医療提供を行うためにも、病院経営の効率化は不可欠である。そのため、新病院は、国の医療制度改革や経営環境の変化に柔軟に対応できる経営戦略を備えた病院を目指す。
- 診療圏、通院圏の分析や他病院とのベンチマーク（比較検討）はもちろんのこと、同規模の他病院の成功事例や経営手法等を活用することで、経営資源（人、モノ、カネ、時間、情報など）の機能的・効率的な運用を図っていく。

区が抱える医療課題を解決するためには、地域医療の中核的機能、産科・小児科・周産期医療機能、救急医療機能、災害時等の拠点としての機能が必要である。従って、新たな病院は、以下の機能を備えて運営していくものとする。

1 地域医療の中核的機能

- 新病院は、区南部地域とその周辺地域の将来患者数の推計などを十分に勘案し、かつ、今後の疾病構造の変化を的確に見据えた対応を行う。
- 必要とされる診療科目を十分に備えた地域病院とし、区南部地域を中心とした区内の地域医療を担う中核的な病院とする。
- 新病院は急性期医療⁵等を中心として医療を提供するとともに、病院間の連携や新病院と診療所の連携を一層進め、機能分担や機能連携などを適切に行う。
- このため、地域の医療機関との紹介・逆紹介・返送による連携システムを構築・推進していくとともに、病院内には医療機能連携のための専管組織を設置し、行政を含めた医療連携を推進する。

2 産科・小児科・周産期医療⁶機能

- 現在、豊洲地区を中心とした区南部地域の人口増は、区全体の人口増加の半数を超えている状況にあり、なかでも子育て世帯の

⁵ 急性期医療 主として病気のなり始め、つまり症状の比較的激しい時期に施す医療のこと。一般的に処置・投薬・手術などをを行うことにより、1カ月程度で治癒する場合を指す。

⁶ 周産期医療 周産期とは、妊娠22週から生後7日未満までの期間を指す。「周産期医療」とは、この前後の突発的な緊急事態に備え産科・小児科双方から一貫して行う医療のこと。

増加が著しい。新病院はこのような状況に対応した病院とする。

- 産科、婦人科、小児科を診療している区内の一般病院は区部平均に比べて少ない。とりわけ、区内において分娩可能な施設は、3 診療所しかない状況にあり、統計上では、区内の妊婦のおよそ 7 割が区外で出産せざるを得ない状況となっている。
- このことから、新病院については、「産科、婦人科、小児科医療」に重点を置くよう努める。
- また、近年、区内の出生数の上昇、女性の晩婚化などの影響に伴い、低出生体重児の出生率が増えている。このため、母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守るために「周産期医療」についても重点化し、将来的には「地域周産期母子医療センター⁷」を整備する。
- 集中治療が必要なハイリスク妊娠・分娩には、いつ、どこで生まれても最適な医療が受けられる医療体制が必要である。新病院はN I C U⁸などの高度医療施設の併設を目指し、設置する病床数については、医療需給調査などの結果を踏まえ、今後、東京都や事業者（運営主体）と協議のうえ決定する。

3 救急医療機能

- 区民の救急医療に対する需要は非常に高くなっている。また、区内に救急医療機関が少ない状況にあるという実態からも、新病院は 24 時間救急に対応した二次救急医療機関とする。
- 救急医療については、需要の多い小児科を中心に、内科、外科にも積極的に取り組み、その他の診療科目については、地域の医療機関と連携を図りながら対応していく。

⁷ 地域周産期母子医療センター 産科、小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為ができる医療施設のこと。

⁸ N I C U（新生児集中治療管理室） 新生児の治療に必要な保育器等を備え、24 時間体制で集中治療が必要な新生児のための施設のこと。

- 三次救急医療⁹の対象となる患者については、他の救命救急センターとの連携を図り、可能な限りの対応を行っていく。
- なお、小児救急医療体制については、初期の一部（休日・夜間）と二次救急が可能な体制を整備する。

4 災害時等医療機能

- 新病院は大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症が発生・発症した際、医療救急活動や防疫活動の拠点として、区民の生命と安全を守る機能をもった病院とする。
- 有明地区にある癌研究会有明病院は、災害時には国の広域防災拠点としての機能を担うことから、区南部地域における災害時医療の提供に当たっては、有明病院と連携を図りながら、新病院を区南部地域の災害拠点として機能させる。

5 区政との連携・協力

- 新病院は、区が抱えている医療課題を解決するために整備する病院である。このため、今後、保健福祉施策や突発的な事故の発生時など様々な場面において、区政との連携や協力を求めていく。

⁹ 二次救急、三次救急医療 二次救急医療とは、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療のこと。三次救急医療とは、二次救急医療では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対する高度な医療のこと。

新病院は、区内の医療課題を解決するとともに、今後の区南部地域の人口増加などを見据えた規模と内容を備えた病院とする。

1 整備予定地

- 鉄道駅から徒歩圏内（1km以内）といった利便性の高い場所とし、救急車両等の出入りが頻繁にあることや災害時の拠点施設となることから、広い幅員の道路に面している場所であること。
- 周辺地域の開発計画やそれに伴う人口の増加を考慮すること。
- 以上のことと踏まえ、豊洲五丁目内の「未利用都有地」を整備予定地とする。

2 敷地面積

- 新病院の病床規模、施設概要などを踏まえ、「1.5ヘクタール程度」の敷地面積とする。

3 病床規模

- 区内の病床不足の解消や必要とされる病院機能、経営的な側面などを勘案し、「400～500床程度」の病院とする。
- 新病院は、第4章に提示した機能を備えた病院として開設、運営していく。しかし、東部医療圏に規定されている基準病床数との兼ね合いや医療スタッフの確保などの観点から、段階的に開設していく方向も今後検討していく。

4 診療科目

- 区内、とりわけ区南部地域において、需要の高い医療機能や今後の医療動向、経営的な側面などに留意する。
- 外来、入院ともに将来の患者需要が確実に見込まれる7診療科を必須科目とする。その他区内で診療する病院の少ない診療科を、採算性を考慮した上で、任意の診療科とする。
- また、今後の地域の人口増加に伴う医療需要や疾患動向を調査し、診療科目の柔軟な追加、再編を行っていくとともに、運営主体との協議により、その他の診療科の設定を行う。

(必須の診療科目 7科)

内科、外科、整形外科、小児科、産科、婦人科、精神科（外来）

(任意の診療科目 7科)

眼科、麻酔科、放射線科、皮膚科、脳外科、泌尿器科、

耳鼻咽喉科

(その他)

今後の医療需要や事業者との協議などにより、追加設定を行う

5 その他

- 診療科ごとの病床数については、今後、事業者及び医師会と協議・検討する。
- 新病院は、病棟のほか、昨今の医師や助産師・看護師などの医療従事者の不足を解消し、確実な人材確保を図るため、関係職員寮（宿舎）の併設を検討する。
- また、乳幼児等のこどもを抱える医療従事者が働きやすい環境を整備するため、院内保育所の併設を検討する。
- その他、新病院の運営に当たり、必要な施設・設備などについては別途検討する。

病院の整備に当たっては、医療従事者の確保や病院経営の採算性の観点から、区立病院ではなく、事業者（運営主体）を誘致して整備する。

1 自治体病院の現状

- 厚生労働白書などによれば、民間病院に比べ、自治体・公的病院は赤字病院の比率が高く、その比率は、平成12年以降年次ごとに上昇し、総数の約8割以上となっている。
- 赤字の原因としては、① 度重なる診療報酬のマイナス改定、② 職員の高齢化に伴う人件費の上昇、③ 毎年上昇する診療材料費、④ 効率の悪い病院運営などがあげられる。
- 自治体病院経営の悪化は、自治体の財政運営において大きな負担となっており、赤字病院を抱える自治体住民からは、改革の推進を求められている。

2 病院整備の考え方（誘致による整備方式の採用）

- 近年、医療資源の確保が課題となっている自治体においては、事業者を誘致する形で病院を整備する事例が増えてきている。
- 都内では練馬区や府中市のほか、首都圏では横浜市、八千代市、佐倉市などで、事業者（運営主体）誘致による病院整備を行っている。
- 区としては、医療従事者の確保や病院経営の採算性を重視し、区立病院としての整備ではなく、事業者を誘致する形で新病院を整備していくこととする。

3 事業者（運営主体）への関与

- 病院用地については、今後、区が都有地を取得し、事業者（運営主体）に貸し付ける。
- 建物の整備は、事業者による整備を基本とする。
- 医療機器は、診療内容や診療体制に直接関わるものであり、事業者による整備を基本とする。

第7章 開設までのスケジュール

- 平成21年度早期に病院用地に転用可能な都有地の取得を目指し、関係機関との必要な調整を精力的に行っていく。
- 事業者（運営主体）誘致に向けた準備を行い、公募など必要な手続きを経て事業者を決定する。（平成21年度中）
- 事業者を決定後、病院整備に向けた設計や当該用地が再開発等促進区を定める地区計画区域内における都市計画手続きなどに必要な作業を順次進めていく。区は時期を逸することなく事業者に対して、必要な助言・指導を行う。（平成21年度～23年度）
- 新病院の開設許可の権限は東京都にあることから、申請者となる事業者に対して必要な指導・助言を行い、速やかに許可が得られるよう協力する。（平成21年度～23年度）
- 開設許可を受けた後、2～3年程度で事業開始を目指していく。

（病院整備にかかる東京都、江東区、事業者の主な役割）

東京都	<ul style="list-style-type: none">・ 病院用地の用意・ 都市計画変更の手続・ 臨港地区の変更・ 区画整理事業の変更・ 病院開設の許可
江東区	<ul style="list-style-type: none">・ 病院用地の取得・ 事業者の選定（決定）・ 用地の事業者への貸し付け・ 都市計画変更の提案及び手続・ 事業者への助言、指導
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 都市計画変更の提案・ 病院開設許可の申請・ 病院の整備・ 病院の運営